

# 三芳町分別収集計画

平成25年6月

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であります。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものです。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりです。

- ・ 発生・排出抑制のためのシステム作り
- ・ ごみの資源化の推進
- ・ 広域処理における処理方針への適切な対応
- ・ 安定した処理体系の確保
- ・ 啓発活動の推進・環境教育の充実

### 3 計画期間

本計画の計画期間は平成26年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定するものとします。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	3,578 t	3,610 t	3,642 t	3,672 t	3,700 t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、次の施策を推進します。

なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者及び行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図り推進します。

#### ・買い物袋持参運動の推進

スーパーマーケット等で買い物をする時にマイバックを持参することによってレジ袋を削減します。

#### ・過剰包装の削減

町民に対して、買い物の際に過剰包装を断るよう協力を求めます。

#### ・啓発活動の強化

ごみ処理に対する意識啓発を図るため、町民・事業者への積極的な情報提供を強化します。また、ごみの減量化・資源化を推進するため、町民・事業者と情報の共有化を図

り、相互理解を深めます。

・環境教育の充実

学校や企業、自治会等に対し、ごみ関連施設見学会の実施や支援を行います。また、ごみ体験学習の実施や学習教材の提供等、環境教育の充実を図ります。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2条第3項）

廃棄物処理施設の整備状況及び本町における所計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん・ペットボトル
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙類
主として段ボール製の容器	古紙類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	びん・ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてスチール製の容器	72 t		73 t		73 t		74 t		75 t	
主としてアルミ製の容器	58 t		58 t		59 t		59 t		60 t	
無色のガラス製容器	(合計)									
	134 t		135 t		136 t		137 t		138 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	134 t	0 t	135 t	0 t	136 t	0 t	137 t	0 t	138 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計)									
	80 t		81 t		81 t		82 t		83 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	80 t	0 t	81 t	0 t	81 t	0 t	82 t	0 t	83 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計)									
	60 t		61 t		61 t		62 t		62 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	60 t	0 t	61 t	0 t	61 t	0 t	62 t	0 t	62 t	0 t
主として紙製の容器であって	4 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
主として段ボール製の容器	291 t		294 t		297 t		299 t		301 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	(引渡)	(独自処理)								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計)									
	122 t		123 t		124 t		125 t		126 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	122 t	0 t	123 t	0 t	124 t	0 t	125 t	0 t	126 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	607 t		613 t		619 t		624 t		629 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	607 t	0 t	613 t	0 t	619 t	0 t	624 t	0 t	629 t	0 t
うち白色トレイ	(合計)									
	(引渡)	(独自処理)								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近3か年度の分別基準適合物等の収集実績の平均} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、三芳町一般廃棄物処理基本計画で定める人口の推計値を採用しています。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
40,238人 (対前年度比) 100.98%	40,602人 (対前年度比) 100.90%	40,954人 (対前年度比) 100.87%	41,294人 (対前年度比) 100.83%	41,608人 (対前年度比) 100.76%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん	委託業者による 定期収集	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製 容器	びん・ペット	委託業者による 定期収集	町
	茶色のガラス製 容器			
	その他のガラス 製容器			
紙類	飲料用紙製容器	古紙類	委託業者による 定期収集	委託業者
	段ボール			
プラスチック	ペットボトル	びん・ペット	委託業者による 定期収集	委託業者
	その他のプラスチ ック製容器包装	容器包装プラスチ ック類	委託業者による 定期収集	委託業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は下記のとおりです。

分別収集する容器	収集に係る分	収集容器	収集車	中間処理
----------	--------	------	-----	------

包装廃棄物の種類	別の区分			
スチール製容器	か ん	コンテナ	2 t ダンプ車	清掃工場 (選別・圧縮)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん・ペット	コンテナ	2 t ダンプ車	清掃工場 (選別・保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	古紙類	ひも	2 t ダンプ車	民間業者
段ボール				
ペットボトル	びん・ペット	袋	2 t ダンプ車	民間業者 (選別・圧縮)
その他プラスチック 製容器包装	容器包装プラ スチック類	袋	2 t ダンプ車	民間業者 (選別・圧縮)